

宅地建物取引業者 の皆さまへ

補助金最大500万円

要件

- 都市計画区域内で2区画以上の分譲用宅地開発であること。
- 1区画当たり160㎡以上であること。
- 令和4年4月1日以降の事業から対象。

【東彼杵町宅地造成支援事業補助金】

宅地を開発する事業者や土地提供者に対し補助金を交付することで、民間による宅地開発事業を促進し、町内への移住・定住を推進する制度です。

東彼杵町都市計画区域内で2区画以上の分譲用宅地造成事業に対し、

1区画50万円(最大500万円)を交付します。

さらに**土地提供者**に対し、

土地売買価格の10%以内、最大100万円を交付します。

申請方法

郵送、窓口持参により申請できます。

(提出書類)

- 東彼杵町宅地造成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 宅地建物取引業者免許証の写し
- 造成地の登記事項証明書及び公図の写し
- 造成地の位置図及び造成計画平面図
- 現況写真 など

※様式は東彼杵町ホームページよりダウンロードできます。



詳細はコチラ
東彼杵町 HP

【本件に関する問合せ先】

東彼杵町役場総務課企画係 TEL:0957-46-1286 FAX:0957-46-0884
E-mail : kikaku@town.higashisonogi.lg.jp